ワンズオフィス社労士事務所/ワンズライフコンパス
マンスリーニュース
～３月の保険料変更や賃金改定情報等/事務トピックス～
２０２４/２/２６　３０２号

ワンズオフィス社労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社　社労士大関ひろ美
〒151-0064　東京都渋谷区上原 1-17-3-101　TEL 03-6677-9717

Ⅰ．健康保険と雇用保険・労災保険料率について

３月及び４月は、社会保険や労働保険の保険料率が変更になるタイミングです。被保険者が負担する社会保険料率等の変更があったときは、給与から天引きする保険料を変更する必要がありますので、必ずチェックしておきたい人事実務の項目です。毎年定期的にお知らせしています。

令和６年度については、次のとおりです。
・全国健康保険協会(協会けんぽ)の保険料の変更が確定しています。
・厚生年金保険料率・子ども子育て拠出金率・雇用保険料率は変更がありません。
そして、社会保険料については、天引きのタイミングを当月天引きにしている場合と、翌月天引きにしている場合があり、会社ごとに異なりますので、社員が負担する保険料率の変更を何月から変更するのか注意をして、ご対応をお願いいたします。

１.健康保険と介護保険
Ａ）全国健康保険協会に加入している会社について
令和６年３月分(４月納付分)から保険料率がかわりますが、都道府県ごとに内容が異なります。
（賞与については令和６年３月に支給する賞与から変更ですのでご注意下さい。）

全国健康保険協会**東京支部の保険料率**（料率は事業主と被保険者の合計を記載しました。労使で半分ずつの負担です。）

＜東京支部＞	現在		令和６年３月分(４月納付分)から
健康保険料（都道府県別）	１０.００%	⇒	9.98%
介護保険料（全国一律）	１.８２%	⇒	1.60%

＊介護保険料は 40 歳から 64 歳までの方（介護保険第２号被保険者）が負担します。全国一律で 1.60%です。
全国健康保険協会の都道府県支部の保険料率はこちらで確認ください→
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r06/r6ryougakuhyou3gatukara/

Ｂ）健康保険組合に加入している会社について
健保組合ごとに保険料率は異なりますので、加入している健康保険組合に健康保険料率と介護保険料率を確認してください。

２．雇用保険料率
令和６年度の雇用保険料率（令和５年４月１日からの保険料率と同じです）

事業の種類	保険料率		
		事業主負担	被保険者負担
一般の事業	１５.５/1,000	９.５/1,000	６/1,000
農水・清酒の事業	１７.５/1,000	１０.５/1,000	７/1,000
建設の事業	１８.５/1,000	１１.５/1,000	７/1,000

3．労災保険料率
事業種類ごとに保険料率が決められていますが約４割の事業種類で変更があります。詳しくは以下のURL で確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/content/rousaihokenritu_r05.pdf

Ⅱ．賃上げ実施予測は８５．６％（東京商工リサーチ調査）

東京商工リサーチは、賃上げに関するアンケート結果を公表しました。「2024 年春闘に賃上げ実施を予定する企業は 85.6%で定期的な調査を開始した 2016 年度以降の最高となっています。
賃上げ率では、連合が春闘で掲げている５％以上の目標を予定する企業は 25.9%で前年度から低下しました。賃上げの中央値は 3%です。
賃上げに必要なことという質問については、67%の企業が「製品・サービス単価の値上げ」に言及しました。同時に、2024 年度に賃上げを実施しない企業のうち、過半数（53.8%）が「価格転嫁できていない」ことを理由に挙げました。
＊2024 年２月１日～8 日にインターネットによるアンケート調査を実施。有効回答 4,527 社を集計、分析したもの。
＊詳しくは、東京商工リサーチの記事でご覧ください。
https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198389_1527.html

Ⅲ．３月の事務トピックス

社会保険料を当月天引きにしていて協会けんぽに加入している企業は、３月支給の給与から健康保険・介護保険料率の天引きの変更をお願いします。翌月天引きの企業は４月支給の給与から天引き変更をお願いします。